

## ○枚方市都市公園条例

昭和49年 4 月10日

条例第22号

## 目次

## 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

## 第 1 章の 2 公園及び公園施設の設置基準（第 2 条の 2—第 2 条の13）

## 第 2 章 公園の管理（第 3 条—第15条の 6）

## 第 3 章 使用料（第16条—第18条）

## 第 4 章 雑則（第19条—第24条）

## 第 5 章 罰則（第25条—第27条）

## 附則

## 第 1 章 総則

## （趣旨）

第 1 条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）及び都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）に定めるもののほか、公園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（昭56条例 6 ・ 昭61条例14 ・ 平元条例 4 ・ 平24条例58 ・ 一部改正）

## （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 都市公園 法第 2 条第 1 項に規定する都市公園をいう。
- （2） 公園 都市公園で市が設置するものをいう。
- （3） 公園施設 法第 2 条第 2 項に規定する公園施設をいう。
- （4） 高齢者、障害者等 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「移動等円滑化法」という。）第 2 条第 1 号に規定する高齢者、障害者等をいう。
- （5） 特定公園施設 移動等円滑化法第 2 条第13号に規定する特定公園施設をいう。
- （6） 有料施設 有料で使用させる公園施設をいう。

（昭61条例14 ・ 平元条例 4 ・ 平24条例58 ・ 一部改正）

## 第 1 章の 2 公園及び公園施設の設置基準

(平24条例58・追加)

(公園の設置基準)

第2条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とすること。

(2) 次に掲げる公園を設置する場合には、それぞれの特質に応じて市の区域内における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めること。

イ 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

ロ 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

ハ 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

ニ 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

(3) 前号に規定する公園以外の公園を設置する場合には、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めること。

(平24条例58・追加)

(公園施設の設置基準)

第2条の3 法第4条第1項本文の規定に基づき定める基本建ぺい率(1の公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下この条において同じ。)の建築面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合をいう。)は、100分の2とする。

2 法第4条第1項ただし書の規定に基づき定める特例建ぺい率（前項の基本建ぺい率に加えることができる建築物の建築面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合をいう。）は、次の表の区分欄に掲げる場合の区分に応じ、同表のとおりとする。

| 項 | 区分               | 対象となる建築物   | 特例建ぺい率   |
|---|------------------|------------|--|
| 1 | 令第6条第1項第1号に掲げる場合 | 同号に規定する建築物 | 当該公園の敷地面積の100分の10（2の項が適用される建築物があり、かつ、その特例建ぺい率が100分の10を超えている場合は、当該超えている部分を差し引いた率） |
| 2 | 令第6条第1項第2号に掲げる場合 | 同号に規定する建築物 | 当該公園の敷地面積の100分の20（1の項が適用される建築物がある場合は、当該建築物に係る特例建ぺい率を差し引いた率）                      |
| 3 | 令第6条第1項第3号に掲げる場合 | 同号に規定する建築物 | 当該公園の敷地面積の100分の10  |
| 4 | 令第6条第1項第4号に掲げる場合 | 同号に規定する建築物 | 当該公園の敷地面積の100分の2   |

3 令第8条第1項の規定に基づき定める1の公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は、100分の50とする。

（平24条例58・追加、平29条例49・一部改正）

（公園移動等円滑化基準）

第2条の4 移動等円滑化法第13条第1項の条例で定める基準は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定公園施設について、次条から第2条の13までに定めるとおりとする。

（平24条例58・追加）

（一時使用目的の特定公園施設）

第2条の5 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、次条から第2条の13までの規定によらないことができる。

（平24条例58・追加）

（園路及び広場）

第2条の6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令

第379号) 第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロック(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び同令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
- (2) 次条から第2条の11までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。
- (3) 出入口、通路、階段(その踊場を含む。)及び傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、規則で定める基準に適合するものであること。

(平24条例58・追加)

(屋根付広場)

第2条の7 屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- (2) 出入口は、規則で定める基準に適合するものであること。

(平24条例58・追加)

(休憩所及び管理事務所)

第2条の8 休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に対応できる構造である場合は、この限りでない。
- (2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第2条の10第2項に定める基準に適合するものであること。
- (4) 出入口は、規則で定める基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(平24条例58・追加)

(駐車場)

第2条の9 駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数に応じ、規則で定める数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 前項の駐車施設は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

(平24条例58・追加)

(便所)

第2条の10 便所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

2 前項の基準のほか、便所を設ける場合は、そのうち1以上は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

(平24条例58・追加)

(水飲場及び手洗場)

第2条の11 水飲場及び手洗場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

(平24条例58・追加)

(掲示板及び標識)

第2条の12 掲示板及び標識は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- (2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

(平24条例58・追加)

第2条の13 第2条の6から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第2条の6の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

(平24条例58・追加)

## 第2章 公園の管理

(行為の禁止)

第3条 公園においては、次の行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条

第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第2項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、竹木等の物件を堆積<sup>たい</sup>すること。
- (4) 土石の採取その他土地の形質を変更すること。
- (5) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) はり紙若しくははり札をし、又は広告その他これに類するものを表示すること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ自動車等を乗り入れ、又は放置すること。
- (9) たき火をし、又は火気をもてあそぶこと。
- (10) 公園施設をその用途外に使用すること。

(昭52条例4・旧第4条繰上、昭56条例6・昭61条例14・平元条例4・平16条例42・平24条例58・一部改正)

(行為の制限)

第4条 公園において、次の行為をしようとする者は、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。ただし、市長が入場券等を発行するときは、申請書を提出することを要しない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
- (4) 有料施設（駐車場を除く。）を使用すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公園の全部又は一部を独占して使用すること。

2 前項の許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

3 市長は、第1項各号に掲げる行為が次の各号（会議室の使用以外の行為にあつては、第3号から第5号までを除く。）のいずれかに該当するときは、同項又は前項の許可を与えない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 公園施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 祭事等の宗教行事又は布教活動に該当すると認めるとき。

- (4) 専ら営利を図る活動に該当すると認めるとき。
- (5) 入会、寄附等の勧誘その他これに類する行為（市長が特に認めるものを除く。）を伴う活動に該当すると認めるとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。
- (7) 管理運営上支障があると認めるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

4 市長は、第1項又は第2項の許可に公園の管理上必要な範囲内で、条件を付することができる。

（昭52条例4・旧第5条繰上、昭56条例6・昭61条例14・平元条例4・平24条例58・平25条例16・平28条例31・平30条例37・一部改正）

（許可の特例）

第5条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第2項の許可を受けることを要しない。

（昭52条例4・旧第6条繰上、平24条例58・一部改正）

（公園施設の設置又は管理の許可に係る申請書の記載事項）

第6条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 公園施設を設置する場合
  - イ 申請者の住所、氏名及び連絡先
  - ロ 公園施設の種類及び数量
  - ハ 設置目的
  - ニ 設置期間
  - ホ 設置場所
  - ヘ 公園施設の構造
  - ト 公園施設の管理方法
  - チ 工事の実施方法
  - リ 工事の着手及び完了の時期
  - ヌ 原状回復の方法
  - ル その他市長が指示する事項
- (2) 公園施設を管理する場合

- イ 申請者の住所、氏名及び連絡先
- ロ 公園施設の所在、種類及び数量
- ハ 管理目的
- ニ 管理期間
- ホ 管理方法
- ヘ その他市長が指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとする場合は、当該事項

2 第4条第3項及び第4項の規定は、法第5条第1項の規定による許可について準用する。

(昭52条例4・旧第7条繰上、昭56条例6・昭61条例14・平元条例4・平16条例42・平24条例58・一部改正)

(占用の許可に係る申請書の記載事項)

第7条 法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び連絡先
- (2) 占用物件の種類及び数量
- (3) 占用物件の管理方法
- (4) 工事の実施方法
- (5) 工事の着手及び完了の時期
- (6) 原状回復の方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

2 第4条第3項及び第4項の規定は、法第6条第1項の規定による許可について準用する。

(昭52条例4・旧第8条繰上、昭56条例6・昭61条例14・平元条例4・平24条例58・一部改正)

(軽易な変更)

第8条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次のとおりとする。

- (1) 占用物件の内部の塗装又は占用物件の外部の色彩を変えない塗装
- (2) 占用物件の構造を変えない修繕
- (3) 占用物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様替え

(昭52条例4・旧第9条繰上、昭56条例6・昭61条例14・一部改正)

(設計書等)



第9条 公園施設の設置若しくは公園の占用の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた事項を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(平元条例4・全改)

(有料施設等)

第10条 市が管理する有料施設は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 有料施設(会議室及び駐車場を除く。)及び鏡伝池緑地(以下この条において「有料施設等」という。)の供用日は、12月29日から翌年の1月3日までの日以外の日(王仁公園プールにあつては、7月1日から8月31日までの日)とする。

3 有料施設等の供用時間は、午前6時から午後9時までの間において、時季に応じ、規則で定める時間とする。

4 前2項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、有料施設等の供用日及び供用時間を臨時に変更することができる。

(昭52条例4・旧第12条繰上、昭56条例6・一部改正、平元条例4・旧第11条繰上・一部改正、平25条例16・平26条例45・平28条例31・平30条例37・一部改正)

(団体登録)

第11条 有料施設のうち運動広場及び野球場を使用することができるものは、市長の登録を受けた団体とする。

2 市長は、前項の登録を受けた団体が不正な手段により登録を受けたと認めるときその他不適当と認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

(平12条例2・追加、平24条例58・旧第10条の2繰下、平25条例16・平26条例45・平28条例31・一部改正)

(施設等の変更の制限等)

第12条 第4条第1項の規定により有料施設の使用許可を受けた者は、その施設の構造若しくは設備を変更し、又はその施設を目的外に使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。当該許可を受けた者が当該許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

3 市長は、第1項の許可を与える際に、同項の許可を受けた者に対し、必要な設備の設置を命ずることができる。

4 前項の規定により必要な設備の設置を命じられた者は、使用后直ちにこれを撤去し、原

状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当と市長が認める場合は、この限りでない。

- 5 市長は、第3項の規定による必要な設備の設置を命じられた者が前項に規定する措置を行わない場合は、自らその措置を行い、その費用を措置を行うべき者から徴収することができる。

(平元条例4・追加、平24条例58・一部改正)

(許可の期間)

- 第13条 法第5条第1項、法第6条第1項及び第4条第1項の規定による許可の期間は、5年以内で市長が定める。

(昭52条例4・旧第16条繰上、昭56条例6・一部改正、平元条例4・旧第15条繰上・一部改正、平16条例42・平24条例58・一部改正)

(使用の禁止又は制限)

- 第14条 市長は、公園の損壊その他の理由によつてその使用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の使用を禁止し、又は制限することができる。

(平元条例4・追加)

(監督処分)

- 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例に違反し、又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
- (2) この条例による許可の条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により、この条例による許可を受けた者
- (4) 暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれがあるとき。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむ

を得ない必要が生じたとき。

(平元条例4・追加、平24条例58・一部改正)

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第15条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第27条第4項の規定により保管した工作物等(以下「保管工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管工作物等の放置されていた場所及び保管工作物等を除却した日時
- (3) 保管工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管工作物等を返還するために必要であると市長が認める事項

(平16条例42・追加)

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第15条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次の各号に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管工作物等の保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
  - (2) 保管工作物等のうち特に貴重であると市長が認めるものについては、前号の掲示の期間が満了してもなおその所有者等(法第27条第5項に規定する所有者等をいう。以下同じ。)の氏名及び住所を知ることができないときは、当該掲示の要旨を広報紙又はこれに準ずるものに掲載すること。
- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを閲覧に供しなければならない。

(平16条例42・追加)

(保管工作物等の価額の評価の方法)

第15条の4 法第27条第6項の規定による保管工作物等の価額の評価は、同種の工作物等の取引の実例、保管工作物等の使用年数及び損耗の程度その他保管工作物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、保管工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(平16条例42・追加)

(保管工作物等を売却する場合の手続)

第15条の5 法第27条第6項の規定による保管工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいないとき又は競争入札に付することが適当でないと市長が認めるときは、随意契約により保管工作物等を売却することができる。

2 前項の規定による競争入札の執行及び随意契約の締結に関し必要な事項は、規則で定める。

(平16条例42・追加)

(保管工作物等を返還する場合の手続)

第15条の6 市長は、保管工作物等(法第27条第6項の規定によりこれを売却した代金を含む。)をその所有者等に返還するときは、その氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつて当該所有者等であることを確認するものとする。

(平16条例42・追加)

### 第3章 使用料

(使用料)

第16条 法第5条第1項、法第6条第1項及び第4条第1項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2から別表第5までに定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、会議室を都市における緑地の保全又は緑化の推進に資すると市長が認める活動に使用する場合は、この限りでない。

2 市長は、公園施設の設置若しくは管理、公園の占用、公園における行為又は有料施設の使用につき、特に収益が見込まれる場合においては、別表第2から別表第5までの規定にかかわらず、当該収益を勘案して、収益の総額に100分の5を乗じて得た額及び前項の使用料の額を下回らない範囲内において、使用料の額を定めることができる。

3 使用料の算定方法及び徴収方法に関し必要な事項は、市長が定める。

(昭52条例4・旧第17条繰上、昭56条例6・平元条例4・平16条例42・平22条例28・平24条例58・平28条例31・一部改正)

(使用料の減免)

第17条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(昭52条例4・旧第18条繰上、昭56条例6・一部改正)

(使用料の還付)

第18条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(昭52条例4・旧第19条繰上、昭56条例6・昭61条例14・平元条例4・平30条例37・一部改正)

#### 第4章 雑則

(届出)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は公園の占有に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占有を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第26条第2項若しくは第4項、法第27条第1項若しくは第2項又は第15条の規定により必要な措置を命じられた者が、その措置を完了したとき。
- (5) 公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(平元条例4・追加、平16条例42・一部改正)

(公園の区域の変更及び廃止)

第20条 市長は、公園の名称若しくは区域を変更し、又は公園を廃止するときは、当該公園の名称、所在地その他必要と認める事項を告示しなければならない。

(昭25条例4・追加、昭56条例6・一部改正、平元条例4・旧第19条繰下)

(権利の譲渡等の禁止)

第21条 使用者は、その権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又は公園を転貸し、若しくは担保に供してはならない。

(昭56条例6・昭61条例14・一部改正)

(損害賠償義務)

第22条 公園内の土地、建物、設備、物品又は生物を滅失し、損傷し、又は殺傷した者は、その損害を賠償しなければならない。

(昭56条例6・一部改正、平元条例4・旧第23条繰上)

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第23条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定

公園施設について準用する。

(昭52条例4・一部改正、平元条例4・旧第25条繰上・一部改正、平16条例42・一部改正、平22条例28・旧第24条繰上・一部改正)

(指定管理者による管理等)

第23条の2 有料施設（野球場及び会議室を除く。次項及び第3項本文において同じ。）、鏡伝池緑地及び香里ヶ丘中央公園のうち市長が定める区域（第6項及び第7項において「みどりの広場」という。）の管理は、法人その他の団体であつて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 有料施設の指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条第1項に規定する許可（同項第4号に係るものに限る。）その他有料施設の使用に関する業務
- (2) 次条から第23条の5までに規定する利用料金に関する業務
- (3) 有料施設の維持管理に関する業務

3 有料施設の管理についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|                |  |                                |
|----------------|--|--------------------------------|
| 第4条（第3項各号を除く。） | 市長   | 指定管理者                          |
| 第10条第4項        | 市長は、特別の理由があると認めるときは                        | 指定管理者は、市長の承認を得て                |
| 第11条           | 市長   | 指定管理者                          |
| 第14条           | 市長   | 指定管理者                          |
|                | 公園   | 有料施設                           |
| 第15条第1項        | 市長は、次の                                     | 次の                             |
|                | 対して、                                       | 対して、指定管理者は、                    |
|                | 若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、原状回復若しくは公園からの退去 | 又はその条件を変更することが、市長は、行為の中止又は原状回復 |
| 第15条第2項        | 市長は、次の                                     | 次の                             |
|                | 前項   | 指定管理者は、前項                      |
|                | し、又は                                       | することが、市長は、                     |

|  |    |      |
|--|----|------|
|  | 公園 | 有料施設 |
|  | 利用 | 使用   |

4 鏡伝池緑地の指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 鏡伝池緑地の設置目的を達成するために必要な事業の実施に関する業務
- (2) 第4条第1項に規定する許可その他鏡伝池緑地の利用に関する業務
- (3) 鏡伝池緑地の維持管理に関する業務

5 鏡伝池緑地の管理についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|                |                     |                             |
|----------------|---------------------|-----------------------------|
| 第4条（第3項各号を除く。） | 市長                  | 指定管理者                       |
| 第10条第4項        | 市長は、特別の理由があると認めるときは | 指定管理者は、市長の承認を得て             |
| 第14条           | 市長                  | 指定管理者                       |
| 第15条第1項        | 市長は、次の              | 次の                          |
|                | 対して、                | 対して、指定管理者は、                 |
|                | 若しくはその条件を変更し、又は     | 又はその条件を変更することが、市長は、         |
|                | 若しくは公園              | 又は公園                        |
| 第15条第2項        | 市長は、次の              | 次の                          |
|                | 前項に規定する処分をし、又は      | 指定管理者は、前項に規定する処分をすることが、市長は、 |

6 みどりの広場の指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条第1項（第4号に係る部分を除く。）に規定する許可その他みどりの広場の利用に関する業務
- (2) みどりの広場の維持管理に関する業務

7 みどりの広場の管理についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|                |    |       |
|----------------|----|-------|
| 第4条（第3項各号を除く。） | 市長 | 指定管理者 |
| 第14条           | 市長 | 指定管理者 |

|         |                 |                             |
|---------|-----------------|-----------------------------|
| 第15条第1項 | 市長は、次の          | 次の                          |
|         | 対して、            | 対して、指定管理者は、                 |
|         | 若しくはその条件を変更し、又は | 又はその条件を変更することが、市長は、         |
|         | 若しくは公園          | 又は公園                        |
| 第15条第2項 | 市長は、次の          | 次の                          |
|         | 前項に規定する処分をし、又は  | 指定管理者は、前項に規定する処分をすることが、市長は、 |

(平25条例16・追加、平26条例45・平28条例31・平30条例37・令元条例16・一部改正)

(利用料金)

第23条の3 第4条第1項の規定により有料施設（王仁公園、香里ヶ丘中央公園及び中の池公園に係るものに限る。）の使用許可を受けた者は、規則で定めるところにより、指定管理者に有料施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 有料施設（駐車場に限る。）を使用した者は、規則で定めるところにより、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 利用料金の額は、別表第5に定める金額を超えない範囲内で指定管理者が定めるものとする。この場合において、同表中「使用料」とあるのは、「利用料金の上限」とする。
- 4 指定管理者は、利用料金の額を決定するに当たっては、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。
- 5 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。
- 6 市長は、第4項の承認を行つたときは、その旨を公示するものとする。
- 7 有料施設（王仁公園、香里ヶ丘中央公園及び中の池公園に係るものに限る。）の使用については、第16条の規定は、適用しない。

(平30条例37・追加)

(利用料金の減免)

第23条の4 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(平30条例37・追加)

(利用料金の還付)



第23条の5 既納の利用料金（夜間照明設備に係るものを除く。）は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

（平30条例37・追加）

（委任）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（昭61条例14・一部改正、平元条例4・旧第26条繰上、平22条例28・旧第25条繰上）

## 第5章 罰則

（過料）

第25条 次の各号の一に該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

- （1） 第3条（第23条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- （2） 第4条第1項又は第2項（第23条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- （3） 第15条（第23条において準用する場合を含む。）の規定による市長の命令に違反した者

（昭56条例6・一部改正、平元条例4・旧第27条繰上・一部改正、平12条例2・一部改正、平22条例28・旧第26条繰上・一部改正、平24条例58・一部改正）

第26条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（昭56条例6・一部改正、平元条例4・旧第28条繰上、平12条例2・一部改正、平22条例28・旧第27条繰上）

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前2条の過料を科する。

（昭56条例6・一部改正、平元条例4・旧第29条繰上、平22条例28・旧第28条繰上）

## 附 則

- 1 この条例は、昭和49年5月1日から施行する。ただし、王仁公園の有料施設に関する部分の規定は規則で定める日から施行する。

〔昭和49年規則第43号で、同49年6月23日から施行〕

（平8条例34・一部改正）

- 2 次の表の左欄に掲げる占有物件に係る平成9年度から平成11年度までの各年度の使用

料の額については、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

| 占用物件                             | 金額     |        |        |
|----------------------------------|--------|--------|--------|
|                                  | 平成9年度  | 平成10年度 | 平成11年度 |
| 第2種電柱                            | 2,300円 | 2,530円 | 2,800円 |
| 第2種電柱の支線                         | 1,150円 | 1,265円 | 1,400円 |
| 第1種電話柱                           | 920円   | 1,150円 | 1,440円 |
| 第1種電話柱の支線                        | 460円   | 575円   | 720円   |
| 変圧塔その他これに類するもの                   | 1,830円 | 2,160円 | 2,480円 |
| ガス管、下<br>水道管その<br>他これらに<br>類するもの | 160円   | 170円   | 180円   |
| 外径が0.15メートル以上<br>0.2メートル未満のもの    |        |        |        |
| 外径が0.2メートル以上0.4<br>メートル未満のもの     | 320円   | 340円   | 360円   |
| 外径が0.4メートル以上1<br>メートル未満のもの       | 790円   | 840円   | 880円   |
| 外径が1メートル以上のも<br>の                | 1,280円 | 1,460円 | 1,630円 |
| マンホールその他これに類する地下構<br>造物          | 1,530円 | 1,960円 | 2,380円 |
| 郵便差出箱                            | 730円   | 890円   | 1,040円 |
| 公衆電話所                            | 1,830円 | 2,160円 | 2,480円 |
| パーソナル・ハンディホン・システム無<br>線基地局       | 915円   | 1,080円 | 1,240円 |
| 標識                               | 1,830円 | 1,960円 | 2,080円 |
| 工事用板囲い、足場、詰所その他これら<br>に類するもの     | 620円   | 750円   | 880円   |

(平8条例34・追加)

附 則〔昭和50年6月16日条例第22号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和51年10月7日条例第40号〕

この条例は、昭和51年11月1日から施行する。

附 則〔昭和52年3月19日条例第4号〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔昭和56年3月16日条例第6号〕

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 改正後の枚方市都市公園条例別表第5の規定は、昭和56年5月1日以後の使用に係る申請について適用し、同日前の当該申請については、なお従前の例による。

附 則〔昭和61年6月18日条例第14号〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 公園の占用料で、この条例の施行の前にした許可に係る占用の期間（当該占用の期間が昭和62年度以降にわたる場合においては、当該占用の期間のうち、昭和62年3月31日までの期間に限る。）に係るものの額については、なお従前の例による。

附 則〔平成元年3月31日条例第4号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成3年3月12日条例第8号〕

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する占用料について適用し、同日前に徴収した占用料については、なお従前の例による。

附 則〔平成8年12月19日条例第34号〕

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する使用料について適用する。

附 則〔平成10年6月22日条例第19号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成11年12月24日条例第38号〕

- 1 この条例は、平成12年3月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成12年3月31日までの間に使用する場合における使用料の額は、改正後の別表第2、別表第4及び別表第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則〔平成12年3月24日条例第2号〕

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成13年3月16日条例第8号〕

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則〔平成14年3月19日条例第8号〕

この条例は、平成14年6月1日から施行する。

附 則〔平成16年12月17日条例第42号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成22年9月14日条例第28号〕

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第5の1の表の改正規定は、平成22年12月1日から施行する。

2 改正後の枚方市都市公園条例第16条第2項及び別表第5の1の表の規定は、平成23年4月1日以後の公園施設の設置及び管理、公園の占有、公園における行為並びに有料施設の使用について適用し、同日前の公園施設の設置及び管理、公園の占有、公園における行為並びに有料施設の使用については、なお従前の例による。

附 則〔平成24年6月14日条例第30号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成24年12月10日条例第58号〕

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則〔平成25年6月11日条例第16号〕

1 この条例中附則第3項の改正規定は公布の日から、その他の改正規定及び次項の規定は平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年4月1日前に、改正前の枚方市都市公園条例の規定により行われた有料施設に係る使用の許可その他の行為（同日以後における使用に係るものに限る。）は、改正後の枚方市都市公園条例の規定により行われた有料施設に係る使用の許可その他の行為とみなす。

附 則〔平成26年6月13日条例第30号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成26年9月12日条例第45号〕

この条例は、平成27年4月10日から施行する。

附 則〔平成28年6月17日条例第31号〕

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前に、改正前の枚方市都市公園条例の規定により行われた許可その他の行為（同日以後における利用に係るものに限る。）は、改正後の枚方市都市公園条例の規定により行われた許可その他の行為とみなす。

附 則〔平成29年12月12日条例第49号〕

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第2条の3に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第10条第2項の規定にかかわらず、平成30年1月4日から同年3月31日までの日は、野球場の夜間照明設備の供用日としない。

附 則〔平成30年7月9日条例第37号〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の枚方市都市公園条例の規定により行われた有料施設（王仁公園、香里ヶ丘中央公園及び中の池公園に係るものに限る。）の使用料の納付その他の行為（同日以後における使用に係るものに限る。）は、改正後の枚方市都市公園条例の規定により行われた有料施設の使用に係る料金の支払その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に有料施設（駐車場に限る。）を使用している者に係る当該有料施設の使用に係る料金は、施行日の午前0時から当該有料施設の使用を開始したものとみなして算定する。
- 4 改正前の枚方市都市公園条例第18条の規定は、施行日前に納付された夜間照明設備使用料については、なおその効力を有する。

附 則〔令和元年6月28日条例第16号〕

- 1 この条例は、令和2年8月1日までの間において規則で定める日から施行する。

〔令和2年規則第13号で、同2年4月1日から施行〕

- 2 この条例の施行の日前に、改正前の枚方市都市公園条例の規定により行われた許可その他の行為（同日以後における利用に係るものに限る。）は、改正後の枚方市都市公園条例の規定により行われた許可その他の行為とみなす。

附 則〔令和2年12月14日条例第62号抄〕

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の枚方市道路占用料条例別表、第2条の規定による改正後の枚方市行政財産使用料条例別表、第3条の規定による改正後の枚方市都市公園条例別表第3、第4条の規定による改正後の枚方市準用河川占用料条例別表及び第5条の規定による改正後の枚方市法定外公共物の管理に関する条例別表の規定は、令和3年4月1日以後の占用に係る占用料又は使用に係る使用料について適用し、同日前の占用に係る占用料又は使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(枚方市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 第3条の規定による改正後の枚方市都市公園条例別表第3（以下この項及び次項において「新別表」という。）の規定にかかわらず、新別表の占用物件等の欄に掲げる占用物件等のうち、次の表の占用物件等の欄に掲げるものに係る令和3年度の使用についての新別表の金額の欄に定める額は、それぞれ次の表の金額の欄に定める額とする。

| 占用物件等          |                           | 金額     |
|----------------|---------------------------|--------|
| 第1種電柱          |                           | 2,400円 |
| 第2種電柱          |                           | 3,700円 |
| 第3種電柱          |                           | 5,000円 |
| 第1種電柱の支線       |                           | 1,200円 |
| 第2種電柱の支線       |                           | 1,850円 |
| 第3種電柱の支線       |                           | 2,500円 |
| 第1種電話柱         |                           | 2,100円 |
| 第2種電話柱         |                           | 3,400円 |
| 第3種電話柱         |                           | 4,800円 |
| 第1種電話柱の支線      |                           | 1,050円 |
| 第2種電話柱の支線      |                           | 1,700円 |
| 第3種電話柱の支線      |                           | 2,400円 |
| その他の柱類         |                           | 2,400円 |
| 変圧塔その他これに類するもの |                           | 3,300円 |
| ガス管、下水道管       | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの | 120円   |
| その他これらに類するもの   | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | 180円   |
|                | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | 220円   |

|                     |                          |        |
|---------------------|--------------------------|--------|
|                     | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの | 440円   |
|                     | 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの   | 1,100円 |
|                     | 外径が1メートル以上のもの            | 2,100円 |
| マンホールその他これに類する地下構造物 |                          | 3,300円 |
| 郵便差出箱               |                          | 1,400円 |
| 公衆電話所               |                          | 3,300円 |
| 標識                  |                          | 2,600円 |

8 新別表の規定にかかわらず、新別表の占用物件等の欄に掲げる占用物件等のうち、次の表の占用物件等の欄に掲げるものに係る令和4年度の使用についての新別表の金額の欄に定める額は、それぞれ次の表の金額の欄に定める額とする。

| 占用物件等               |                           | 金額     |
|---------------------|---------------------------|--------|
| 変圧塔その他これに類するもの      |                           | 3,900円 |
| ガス管、下水道管            | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | 260円   |
| その他これらに類するもの        | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの  | 520円   |
|                     | 外径が1メートル以上のもの             | 2,500円 |
| マンホールその他これに類する地下構造物 |                           | 3,900円 |
| 郵便差出箱               |                           | 1,700円 |
| 公衆電話所               |                           | 3,900円 |
| 標識                  |                           | 3,100円 |

別表第1（第10条関係）

（平元条例4・全改、平13条例8・平26条例45・平28条例31・平29条例49・平30条例37・一部改正）

有料施設

| 公園名  | 有料施設の種類   |        |
|------|-----------|--------|
|      | 施設        | 附属設備   |
| 王仁公園 | 運動広場      | 夜間照明設備 |
|      | プール       |        |
|      | テニスコート    |        |
|      | バレーボールコート |        |
|      | 駐車場       |        |

|          |      |          |
|----------|------|----------|
| 香里ヶ丘中央公園 | 運動広場 |          |
| 中の池公園    | 運動広場 | 夜間照明設備   |
|          | 駐車場  |          |
| 東部公園     | 野球場  | 電光スコアボード |
|          |      | 夜間照明設備   |
| 鏡伝池緑地    | 会議室  |          |

別表第2（第16条関係）

（昭56条例6・旧別表第3繰上、昭61条例14・平元条例4・平11条例38・一部改正）

公園施設を設け、又は管理する場合の使用料

| 種別          | 単位      | 期間 | 金額     |
|-------------|---------|----|--------|
| 公園施設を設ける場合  | 1平方メートル | 1年 | 2,000円 |
| 公園施設を管理する場合 | 1平方メートル | 1年 | 4,000円 |

別表第3（第16条関係）

（平8条例34・全改、平30条例37・令2条例62・一部改正）

公園を占用する場合の使用料

| 占用物件等          | 単位   | 金額        |        |
|----------------|------|-----------|--------|
| 第1種電柱          | 1本1年 | 2,500円    |        |
| 第2種電柱          |      | 3,800円    |        |
| 第3種電柱          |      | 5,100円    |        |
| 第1種電柱の支線       |      | 1,250円    |        |
| 第2種電柱の支線       |      | 1,900円    |        |
| 第3種電柱の支線       |      | 2,550円    |        |
| 第1種電話柱         |      | 2,200円    |        |
| 第2種電話柱         |      | 3,500円    |        |
| 第3種電話柱         |      | 4,900円    |        |
| 第1種電話柱の支線      |      | 1,100円    |        |
| 第2種電話柱の支線      |      | 1,750円    |        |
| 第3種電話柱の支線      |      | 2,450円    |        |
| その他の柱類         |      | 2,500円    |        |
| 変圧塔その他これに類するもの |      | 1平方メートル1年 | 4,400円 |



|                          |                        |            |  |        |
|--------------------------|------------------------|------------|--|--------|
| ガス管、                     | 外径が0.07メートル未満のもの       | 1メートル1年    | 100円   |        |
| 下水道管                     | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満 |            | 140円   |        |
| その他こ                     | れらに類                   |            | 210円   |        |
| するもの                     | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満 |            |  |        |
|                          | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満 |            |  | 270円   |
|                          | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満の |            |  | 410円   |
|                          | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満の |            |  | 540円   |
|                          | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満の |            |  | 940円   |
|                          | 外径が0.7メートル以上1メートル未満の   |            |  | 1,300円 |
|                          | 外径が1メートル以上のもの          | 2,600円     |  |        |
| マンホールその他これに類する地下構造物      |                        | 1平方メートル1年  | 4,400円   |        |
| 郵便差出箱                    |                        | 1個1年       | 1,800円   |        |
| 公衆電話所                    |                        |            | 4,400円   |        |
| 標識                       |                        | 1本1年       | 3,500円   |        |
| 工事用板囲い、足場、詰所その他これらに類するもの |                        | 1平方メートル1月  | 1,100円   |        |
| その他の占用物件又は施設             |                        | 1物件又は1施設1年 | 当該公園の土地の価額×3<br>／100×(当該公園のうち使用させる部分の面積／当該公園の面積) |        |

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち

3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考1において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考2において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

別表第4（第16条関係）

（昭51条例40・一部改正、昭56条例6・旧別表第5繰上・一部改正、昭61条例14・平元条例4・平11条例38・平24条例58・一部改正）

第4条第1項各号（第4号を除く。）に掲げる行為をする場合の使用料

| 種別                    | 単位      | 期間  | 金額     |
|-----------------------|---------|-----|--------|
| 第4条第1項第1号又は第2号に該当する場合 | 1場所     | 1時間 | 2,000円 |
| 第4条第1項第3号又は第5号に該当する場合 | 1平方メートル | 1日  | 5円     |

別表第5（第16条、第23条の3関係）

（平元条例4・全改、平11条例38・平13条例8・平14条例8・平22条例28・平26条例30・平26条例45・平28条例31・平29条例49・平30条例37・一部改正）

有料施設を使用する場合の使用料

1 施設

| 区分   |     |           |     | 単位     | 金額      |      |
|------|-----|-----------|-----|--------|---------|------|
| 王仁公園 | プール | 個人        | 普通券 | 大人     | 1日      | 900円 |
|      |     |           |     | 小人     |         | 450円 |
|      |     | 回数券       | 大人  | 1日券    | 4,000円  |      |
|      |     |           | 小人  | 5枚つづり  | 2,000円  |      |
|      |     |           | 大人  | 1日券    | 36,000円 |      |
|      |     |           | 小人  | 50枚つづり | 18,000円 |      |
|      |     | 団体（30人以上） |     | 1日     | 大人1人    | 720円 |

|          |           |          |  |
|----------|-----------|----------|--|
|          |           | 小人 1 人   | 360円   |
|          | 運動広場      | 2 時間     | 1,500円<br>(3,000円)   |
|          | テニスコート    | 1 面 1 時間 | 600円<br>(1,200円)   |
|          | バレーボールコート | 1 面 1 時間 | 300円<br>(600円)   |
|          | 駐車場       | 1 台      | 使用開始時から、30分までは無料、30分を超えた場合は30分を超える部分 1 時間につき300円。ただし、使用開始時から 2 時間30分を超えた場合は、800円とする。 |
| 香里ヶ丘中央公園 | 運動広場      | 2 時間     | 1,500円<br>(3,000円)   |
| 中の池公園    | 運動広場      | 2 時間     | 1,500円<br>(3,000円)   |
|          | 駐車場       | 1 台      | 使用開始時から、30分までは無料、30分を超えた場合は30分を超える部分 1 時間につき300円。ただし、使用                              |

|       |     |                        |                             |
|-------|-----|------------------------|-----------------------------|
|       |     |                        | 開始時から2時間30分を超えた場合は、800円とする。 |
| 東部公園  | 野球場 | 2時間<br>(規則で定める時間帯を除く。) | 3,000円<br>(6,000円)          |
|       |     | 1時間<br>(規則で定める時間帯に限る。) | 1,500円<br>(3,000円)          |
| 鏡伝池緑地 | 会議室 | 1日                     | 400円<br>(800円)              |

#### 備考

- 「小人」とは、小学生及び中学生をいう。
- 王仁公園プールにおいて正午（8月12日から同月16日までの日並びに日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあつては、午後2時）以後に使用の許可を受けた場合の金額は、普通券の金額に0.7を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
- ( )内の額は、市内使用者（市内に在住し、在職し、若しくは在学する者又は主としてそれらの者で構成する団体をいう。）以外のものの額とする。
- 駐車場の使用時間が使用開始時から24時間を超えた場合は、24時間を超える部分1時間につき300円とする。

#### 2 附属設備

| 区分    |      |          | 単位  | 金額  |        |
|-------|------|----------|-----|-----|--------|
| 王仁公園  | 運動広場 | 夜間照明設備   | 全照明 | 1時間 | 6,000円 |
|       |      |          | 中照明 |     | 5,500円 |
| 中の池公園 | 運動広場 | 夜間照明設備   | 全照明 | 1時間 | 6,000円 |
|       |      |          | 中照明 |     | 5,500円 |
|       |      |          | 低照明 |     | 5,000円 |
| 東部公園  | 野球場  | 電光スコアボード |     | 1回  | 1,000円 |
|       |      | 夜間照明設備   | 全照明 | 1時間 | 6,000円 |

